

当院の施設基準について

2024年6月から電子カルテの普及やマイナ保険証を利用したオンライン資格確認等の医療DX化の推進を目的に診療報酬改定が行われました。それにより医療およびそれに伴う保険の請求が変わります。当院の施設基準等を掲示し、この制度により、新たに変更あるいは追加される加算を以下に記載します。保険医療機関では同じように変更になります。何卒ご理解の上、ご協力よろしく申し上げます。

・明細書発行体制等加算

医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、『個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書』を無料で発行いたします。

・医療情報取得加算

質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認等のデータから十分な情報を取得し、それを活用して診療を行っています。

・一般名処方加算

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。医薬品の安全供給に向けた取り組みを実施するために特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（有効成分の名称で処方箋に記載）を行っています。

・夜間・早朝等加算

厚生労働省の定めにより、平日18時以降（土曜日12時以降）に受付をされた方には加算が生じます。